

証券コード 2872
2025年5月7日
(電子提供措置の開始日2025年4月25日)

株主各位

新潟市北区島見町2434番地10

株式会社 **セイコー**

代表取締役社長 飯塚 周一

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第114回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。



当社ウェブサイト

(https://www.seihyo.co.jp/corporate/wp-content/uploads/sites/2/2025/04/114_sho-shuutsuuchi.pdf)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類（5～7頁）をご検討のうえ、2025年5月27日（火曜日）午後5時00分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2025年5月28日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 新潟市中央区万代1丁目3番30号
万代シルバーホテル 5階 万代の間 |

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第114期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時間は午前9時30分を予定しております。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。
3. ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」

本総会においてご出席の株主様へのお土産の提供はございません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会へのご出席

開催日時 2025年5月28日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）による議決権行使

行使期限 2025年5月27日（火曜日）午後5時00分

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使

行使期限 2025年5月27日（火曜日）午後5時00分

パソコンまたはスマートフォンから、次頁の案内に従って、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

- ~~~~~
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ◎議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

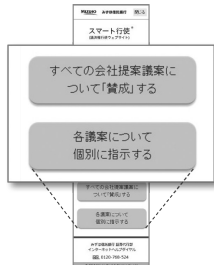
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

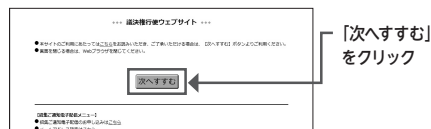
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

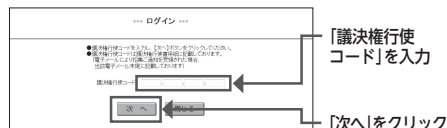
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

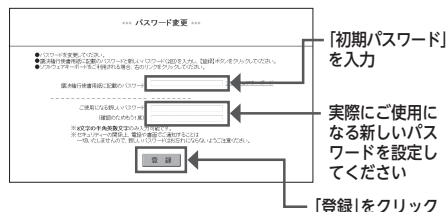
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524

受付時間
年始年末を除く
午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、将来の事業拡大と企業体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。

なお、この割当てにおいては自己株式226,198株を除外しており、この場合の配当総額は25,106,310円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位・担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株 式 数
1	イイ ズカ シュウ イチ 飯 塚 周 一 (1964年10月15日生) 再任	1984年3月 当社入社 2009年4月 当社営業本部（現 営業部）新潟支店部長 2010年4月 当社営業部新潟支店長 2010年5月 当社取締役新潟支店長 2011年5月 当社代表取締役社長（現任） 【選任理由】 飯塚周一氏は、当社入社以来、長年にわたり営業部門の責任者として業務に携わり、2011年5月より代表取締役社長として経営の指揮を執り、強いリーダーシップで事業を推進しております。当社の持続的な企業価値の向上を図るため、会社全体の事業及び経営に精通し、経営者として豊富な経験と知見を有している同氏を、その実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。	20,348株
2	タカ サワ ヨウ スケ 高 澤 陽 介 (1974年1月11日生) 再任	2004年9月 当社入社 2010年4月 当社営業部営業1課 2011年3月 当社製品開発室 2012年3月 当社営業企画開発部（現 経営企画室） 2016年6月 当社営業部営業1課 課長 2020年6月 当社執行役員営業部長 2024年5月 当社取締役営業部長（現任） 【選任理由】 高澤陽介氏は、営業部において当社の主力製品である氷菓・アイスクリームの販売に携わり、製品開発やマーケティングに関する業務についても経験しております。また、2020年からは営業部を統括する責任者としてアイスクリーム部門の成長に貢献しており、当社の主力事業に対する豊富な経験と知見を有しております。これらの理由により、当社の持続的な企業価値の向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	1,492株
3	アン ドウ ツトム 安 藤 力 (1978年11月4日生) 再任	1999年3月 当社入社 2006年6月 当社管理本部（現 管理部） 2012年3月 当社営業部業務課 課長 2017年10月 当社管理部 課長 2022年3月 当社管理部 次長 2023年3月 当社執行役員管理部長 2024年5月 当社取締役管理部長（現任） 【選任理由】 安藤力氏は、長年にわたり管理部門を経験し、総務人事、広報、情報システム、経理、IRと幅広い知識を有しております。豊富な知識をもとに経営層のサポートを行い、ときには的確な助言を行うなど、会社全体の事業運営に貢献しております。これらの理由により、当社の持続的な企業価値の向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	2,392株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位・担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
4	サキ ヤマ アツ コ 嵯 山 淳 子 (1959年9月19日生) [新任] [社外] [独立]	1983年4月 明治製菓株式会社 (現 株式会社明治) 入社 1985年11月 公益財団法人横浜YMCA 入職 1988年5月 マスターフーズ株式会社 (現 マースジャパンリミテッド) 入社 1993年7月 カルターフードサイエンス株式会社 (現 ダニスコジャパン株式会社) 入社 1999年1月 同社取締役 2002年6月 ダニスコジャパン株式会社 取締役 2006年1月 オルガノダニスコフードテクノ株式会社 (現 オルガノフードテック株式会社) 取締役副社長 2008年7月 ジェネンコア協和株式会社 (現 ダニスコジャパン株式会社) 代表取締役副社長 2010年1月 同社代表取締役社長 2011年5月 ダニスコジャパン株式会社 ジェネンコア事業部長 兼洗剤用酵素事業アジア統括マネージャー 2012年6月 株式会社カーギルジャパン (現 カーギルジャパン合同会社) テクスチャライジングソリューション部長 2019年8月 合同会社サキコンサルティング 代表社員 (現任) 2020年3月 株式会社アウトソーシング 社外取締役 2022年6月 日本食品化工株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 【選任理由及び期待される役割】 嵯山淳子氏は、食品業界を中心に開発、マーケティング、営業、海外勤務など幅広く経験し、経営者としても企業経営、組織運営、人材育成に関する豊富な知見を有しております。その豊富な知見を当社の経営に活かしていただくとともに、特に社内風土の改善や女性活躍推進において助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。	一株

- (注) 1. 各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 嵯山淳子氏は社外取締役候補者であります。
3. 嵯山淳子氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。嵯山淳子氏が原案通り選任された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2025年2月28日現在のものであります。なお、飯塚周一氏、高澤陽介氏及び安藤力氏の所有する当社株式は、セイヒョー役員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。

以 上

事業報告

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が緩やかに改善しているほか、インバウンド消費の拡大等により回復の兆しが見られました。しかしながら、急激な為替相場の変動やウクライナ・中東情勢の長期化など、不安定な国際情勢により物価上昇が続き、個人消費の落ち込みが見られるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内食品業界においては、原材料価格の高騰や人件費、物流費の上昇に伴う商品価格の値上げが継続的に行われており、消費者の節約志向は依然として強く、今後も厳しい経営環境が続くことが予想されます。

このような状況の中、当社は、厳しい環境の変化に対応するため、「中期経営計画2027」において7つの戦略的推進事項と当社が目指すべき将来像を掲げ、全社一丸となって中期経営計画の達成に取り組んでまいりました。事業環境等に左右されることなく常に安定的な利益の確保に努める経営戦略と、全社員が自身と会社の成長を実感できる働きがいのある職場環境づくりを両立し、さらなる企業価値向上に取り組んでまいります。

当事業年度の売上高は、主力のアイスクリーム部門において、既存取引先への拡販等が順調に推移していることに加え、全国的に平年よりも気温が高かった影響等もあり、かき氷製品や新潟県内で高い知名度を誇る「もも太郎」等の氷菓を中心に自社ブランド品が好調に推移いたしました。月別では、7月～8月は全国各地の大雨・台風による悪天候や新潟県内の梅雨明けが平年より遅れた影響を受けたものの、製造コスト上昇に伴う自社ブランド品の価格改定が寄与いたしました。9月～11月はアイスクリームの売上が落ち込むことから例年閑散期であるものの、OEM売上が伸長したことにより好調に推移いたしました。この結果、売上高は4,484百万円(前期比5.3%増)となりました。

② 部門別売上高の概況

[アイスクリーム部門]

当事業年度のアイスクリーム部門の売上高は、3,200百万円（前期比7.9%増）となりました。かき氷製品や新潟県内で高い知名度を誇る「もも太郎」等の氷菓や復刻発売した「ビバオール」を中心に自社ブランド品が好調に推移いたしました。また、OEM受注も堅調に推移し、新潟工場は高い稼働率を維持しております。

[仕入販売部門]

当事業年度の仕入販売部門の売上高は、672百万円（前期比1.3%減）となりました。観光需要の回復に伴い、ホテル・飲食店向けの業務用商品が好調に推移した一方で、一部取引先が仕入ルートをメーカーとの直接取引等に変更したことによるものです。

[和菓子部門]

当事業年度の和菓子部門の売上高は、374百万円（前期比2.2%増）となりました。和菓子部門の主力製品である新潟銘菓「笹だんご」が僅かに減少したものの、大福のOEM受注が増加したことによるものです。

[物流保管部門]

当事業年度の物流保管部門の売上高は、237百万円（前期比2.0%減）となりました。冷凍品の保管需要は依然として高いものの、季節ごとに需要が大きく変動することから、効率的な保管スペースの確保が課題となっております。

部門別売上高

部 門	金 額	構 成 比 率
アイスクリーム部門	3,200百万円	71.4%
仕入販売部門	672百万円	15.0%
和菓子部門	374百万円	8.3%
物流保管部門	237百万円	5.3%
計	4,484百万円	100.0%

損益面につきましては、利益率の高い自社ブランド品の割合が増加したことにより営業利益率が改善いたしました。また、原材料価格や2024年問題に起因する物流コストの上昇のほか、エネルギーコストの高止まりや人件費の高騰といった製造コストの上昇に対応するため、価格改定を実施いたしました。アイスクリーム類を製造する新潟工場においては、OEM製造が増加したことにより9月以降も高い稼働率を維持しており、歩留率向上や生産トラブル減少など、原価低減活動の効果が表れております。この結果、営業利益は96百万円（前期比76.4%増）、経常利益は123百万円（前期比85.9%増）、当期純利益は119百万円（前期比94.5%増）となりました。

③ 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は181,096千円で、内訳は次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

新潟工場 食品製造設備 49,562千円

新潟工場 冷凍庫冷凍機 59,245千円

当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

④ 資金調達の状況

2025年2月25日に第1回無担保社債(SDGsリンク・bond)100,000千円を発行いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 111 期 (2022年2月期)	第 112 期 (2023年2月期)	第 113 期 (2024年2月期)	第 114 期 (当期) (2025年2月期)
売 上 高	3,957,810千円	4,192,988千円	4,256,002千円	4,484,618千円
経 常 利 益	69,740千円	32,877千円	66,171千円	123,070千円
当期純利益	63,475千円	20,585千円	61,412千円	119,504千円
1株当たり 当期純利益	51.75円	13.78円	39.95円	85.68円
総 資 産	2,091,420千円	2,879,111千円	2,920,191千円	3,289,066千円
純 資 産	1,098,470千円	1,502,063千円	1,279,171千円	1,395,075千円

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第112期の期首から適用しており、第112期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 当社は、2023年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第111期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、2025年2月期から2027年2月期を対象とした「中期経営計画2027」において、当社の目指すべき姿を掲げ、対処すべき課題として以下の戦略的推進事項に取り組んでまいりました。

【当社の目指すべき姿】

- ・環境等に左右されることなく、常に安定的な利益の確保に努める
- ・当社の強みを正しく捉え、環境の変化に対応し、さらなる企業価値向上に努める
- ・全社員が自身と会社の成長を実感でき、働きがいのある職場環境づくりに努める

【戦略的推進事項】

- ・事業領域の拡大
既存事業の強化
新工場建設による領域拡大
- ・新製品の展開
高付加価値品の投入
新製品の投入
- ・販売単価を上昇
売価（納価）コントロール
付加価値の創出
- ・原価率引き下げ
集中購買
処方変更、原料の共用化
不良品の削減
物流費の適正化
- ・変動費の抑制・圧縮
組織再構築
自動化・省人化（人的・モノ）
生産性向上（人的・モノ）
- ・費用対効果の改善
販促、広告宣伝効果改善
- ・販売数量アップ
シェアアップ

「中期経営計画2027」の数値目標については、最近の業績動向を踏まえ、上方修正をおこないました。今後も企業価値の向上に積極的に取り組み、株主共同の利益の最大化を図ってまいります。

・数値目標

	2025年2月期		2026年2月期	2027年2月期
	計画	実績	計画	計画
売上高（千円）	4,300,000	4,484,618	4,600,000	4,700,000
営業利益（千円）	70,000	96,300	120,000	130,000
営業利益率	1.6%	2.1%	2.6%	2.7%
当期純利益（千円）	68,000	119,504	110,000	115,000
自己資本利益率（ROE）	5.1%	8.9%	7.6%	7.5%

(4) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

部門別	主要製品・事業内容
製造部門	①新潟工場は、主に森永乳業(株)からのアイスクリーム等の受託製造を中心に、自社製品もも太郎等の氷菓及びアイスクリームの製造 ②三条工場は、笹だんご、大福、冷凍果実の製造 ③佐渡工場は、主に港で使用する氷の製造
営業部門	自社製品の販売及び仕入品の販売
物流部門	取引先からの寄託物の保管管理及び自社製品の保管管理
開発部門	自社製品開発・既存製品の改良

(5) 主要な事業所 (2025年2月28日現在)

本 生 産 部 新 潟 工 場	新潟県新潟市北区島見町2434番地10
生 産 部 三 条 工 場	新潟県三条市一ツ屋敷新田1557番地
佐 渡 工 場	新潟県佐渡市両津夷369番地
物 流 保 管 部	新潟県新潟市北区木崎下山1782番地 1
営 業 部	新潟県新潟市北区木崎下山1782番地 1 新潟県佐渡市両津夷369番地 東京都中央区八丁堀4丁目11番7号 神谷ビル4階
管 理 部	新潟県新潟市北区木崎下山1785番地

(6) 使用人の状況 (2025年2月28日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
89名 (47名)	1名減 (7名増)	39.7歳	10.5年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. パート社員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 人材派遣会社からの派遣社員は含まれておりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社第四北越銀行	350,000 千円
株式会社大光銀行	300,000
新潟県信用農業協同組合連合会	100,000
株式会社商工組合中央金庫	100,000

2. 株式の状況（2025年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,500,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,394,795株（自己株式226,198株を除く）
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 株主数 3,370名
 (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 協 リ ー ス 株 式 会 社	180,000株	12.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	110,600	7.9
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	61,200	4.3
セ イ ヒ ヨ ー 取 引 先 持 株 会	36,000	2.5
井 嶋 孝	30,600	2.1
山 津 水 産 株 式 会 社	29,313	2.1
飯 塚 周 一	20,348	1.4
八 木 祐 輔	13,400	0.9
セ イ ヒ ヨ ー 従 業 員 持 株 会	13,181	0.9
丸 七 商 事 株 式 会 社	12,150	0.8

- (注) 1. 当社は、自己株式226,198株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 飯塚周一氏の持株数には、セイヒョー役員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員及び使用人に交付した株式の状況

当社は、2022年6月22日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 （監査等委員である取締役を除く）	1,400株	3名
執行役員	200株	2名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員の状況（4）当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
代表取締役社長	飯塚 周一	
取 締 役	高澤 陽介	営業部長
取 締 役	安藤 力	管理部長
取締役（監査等委員）	伊藤 伸介	伊藤伸介公認会計士事務所 所長 北越メタル株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	若槻 良宏	弁護士法人青山法律事務所 代表社員弁護士 株式会社福田組 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	前田 博	

- (注) 1. 取締役伊藤伸介氏、若槻良宏氏、前田博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会が主体となり、重要な会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部監査室や会計監査人と連携し、内部統制システムを通じた組織的監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役若槻良宏氏、前田博氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員伊藤伸介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。また、監査等委員である取締役の協議により監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、経営環境、業績、社員給与との整合性等を考慮し決定することとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬等で構成されております。基本報酬は、役位、就任年数を勘案して代表取締役社長が報酬案を策定、その後取締役会議案として上程し、その取締役会において、監査等委員である取締役が協議に加わり決定しております。非金銭報酬は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式の割当ては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については経営に対する独立性・客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

また、当事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、監査等委員である取締役（全員社外取締役）が協議に加わり決定しており、取締役会が当該方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年5月27日開催の第111回定時株主総会において年額48,000千円以内（うち社外取締役分は年額4,800千円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、当該報酬枠とは別枠にて、2022年5月27日開催の第111回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額60,000千円以内、株式数の上限を年20,000株以内として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名であります。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2022年5月27日開催の第111回定時株主総会において年額18,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は4名）です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	37,743 (—)	32,190 (—)	5,553 (—)	5 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,660 (9,660)	9,660 (9,660)	—	3 (3)
合 計	47,403	41,850	5,553	8

- (注) 1. 上記の取締役（監査等委員）の対象となる役員の員数には、2024年5月29日開催の第113回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役は3名）であります。
3. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

(5) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役（監査等委員）伊藤伸介氏は、伊藤伸介公認会計士事務所の所長及び北越メタル株式会社の社外監査役であります。当社と伊藤伸介公認会計士事務所及び北越メタル株式会社との間には、特別な利害関係はありません。
- ② 取締役（監査等委員）若槻良宏氏は、弁護士法人青山法律事務所の代表社員弁護士及び株式会社福田組の社外取締役（監査等委員）であります。当社と弁護士法人青山法律事務所は顧問弁護士契約を締結しておりますが、当社が直近事業年度に支払った報酬額は僅少であり、特別な利害関係はありません。また、当社と株式会社福田組との間には、特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び
		社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
伊藤 伸介	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回全てに監査等委員として出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
若槻 良宏	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回全てに監査等委員として出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
前田 博	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回全てに監査等委員として出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

かなで監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました高志監査法人は、2024年5月29日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たにかなで監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外に、前任会計監査人である高志監査法人に対し、引継ぎ業務に係る報酬として1,430千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任の議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について以下のとおり定めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ当社の社会的責任及び企業倫理を果たすため、「企業行動憲章」及び「企業倫理規程」並びに「コンプライアンス行動規範」を定めており、これらを誠実に行動するための基盤とするとともに、法令、定款、社内規程などの遵守を確保するための啓蒙活動を継続的に実施する。

- ② コンプライアンス委員会において、会社全般に係るコンプライアンスの状況の把握と必要施策の立案を行い、定期的に取り締役会、監査等委員会に報告するものとする。
 - ③ 取締役及び使用人の職務執行状況は、監査等委員会及び内部監査室のそれぞれの監査方針、監査計画に基づき監査を受ける。
 - ④ 内部監査室は、定期的に事業活動の適法性、適正性を監査し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告するとともに、内部監査計画書を作成して監査等委員会と連携してこれを行う。
 - ⑤ コンプライアンス体制に反する行為を早期に発見し、是正を図るため、社内通報制度を整備し運用する。
 - ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は、取締役の職務執行に係る情報の取扱は、当社規程に従い、文書又は電磁的媒体により適切に記録、保存し管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うこととする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、全社の危機管理システムを体系的に定めた「危機管理計画書」を制定する。
 - ② 「リスク管理委員会」を設け、危機管理計画書の更新やマニュアル等の整備、取締役会に対する運営状況の定期的な報告を行うこととする。
 - ③ 「リスク管理委員会」は、各部門における個々のリスクを継続的に監視するとともに、シミュレーション訓練などの実施により損失危機の未然防止に努める。
 - ④ 不測の事態が生じた場合は、代表取締役社長が本部長を務める「緊急対策本部」を設置し損失の軽減化に努める。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定例取締役会を毎月開催し、必要に応じて適宜取締役会を開催するものとする。
 - ② 迅速な意思決定を行い、機動的に業務執行する体制とするために、各取締役が適切に職務執行を分担し、効率的な職務執行体制とする。
 - ③ 効率的な経営活動を行うため、取締役会の事前審議機関として、常勤の取締役で構成する常務会を開催し、迅速な意思決定を行い、機動的な業務執行を行う。

- (5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、必要に応じ、監査等委員会の職務を補助するための使用人を置くこととする。なお、監査等委員会の職務を補助する使用人の身分の決定は、監査等委員会の同意を得て行う。
 - ② 監査等委員会の職務を補助する使用人は、原則として当社の業務執行に係る職務を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令は受けないものとする。また、その評価については監査等委員会の意見を尊重する。
 - ③ ただし、前項については、兼務使用人が補助に当たる場合もあり、補助の期間が終了した場合は従前の指揮命令下に戻るものとする。なお、監査を通じて知り得た会社情報は、許可無く他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人等に漏洩してはならない。
- (6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - ② 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人に説明を求める。
- (7) 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が、監査等委員会に当該報告をしたことを理由として会社は不利益な取扱いを行わない。なお、当社には「内部通報制度規程」が定められており、使用人等が法令違反等に関する通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがない旨を定めている。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部門は、その支出を証明する関係書類を確認し、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）と意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う。また、内部監査室と連携を図り、適切かつ効率的な監査業務の遂行を図る。
 - ② 監査等委員は、当社の会計監査人である監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。
- (10) 財務報告の適正及び信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効に運用し、かつ、運用評価及び有効性の確認を継続的に行い、必要に応じて改善を行うものとする。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス体制
- 当社は、コンプライアンス研修会を毎月1回開催し、コンプライアンス意識の向上を図っており、実施内容を常務会に報告しております。また、コンプライアンス体制に反する行為の早期発見を図るため、内部通報制度規程を制定し、法令違反等についての相談窓口を設けております。
- (2) リスク管理体制
- リスク管理委員会を適宜開催し、想定されるリスクを抽出し、対応策の策定を行い、対応策についての検証を行っております。また、取締役会において、新規事業、既存事業の継続・撤退等について適宜協議しております。
- (3) 取締役の職務執行について
- 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回、必要に応じて臨時で開催し、経営方針やその他重要事項について審議及び意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、効率的な経営活動を行うため、取締役会の事前審議機関として、常勤の取締役で構成する常務会を開催し、迅速な意思決定を行っております。
- (4) 監査等委員の職務の執行について
- 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会等の重要会議に出席しております。
- また、監査等委員は、代表取締役及び取締役と意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室、内部統制システムを所管する部署や会計監査人と連携し、内部統制システムが適切に整備・運用されているかを監視し、内部統制システムを通じた組織的監査によりコーポレート・ガバナンスの実効性の確保を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

近年わが国においても、企業の成長戦略として企業買収や事業買収という手法が多用されておりますが、当社といたしましても、市場原理に基づく当該手法が企業の成長にとって重要なものであると認識しております。

しかし、近時の資本市場においては、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった買収方法も見られ、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を要するもの等、対象会社の企業価値とりわけ株主共同の利益に資さないものも少なくはありません。

しかしながら、当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意志に基づいて行われるべきものと考えております。

したがって、現時点において当社取締役会は、「買収防衛策」を導入する考えはありません。

ただし、株主の皆様が「買収防衛策」の導入を推奨される場合は、当社取締役会において検討し、定時株主総会又は臨時株主総会に付議いたします。

(2) 当社の重要課題への取組み状況

当社取締役会は、当社の財産を有効に活用し、その中で生産性、収益性、効率性の向上に努め、当社の成長性を追求することを第一義と捉え、実現に向けて全社を挙げて取り組んでおります。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,587,510	流 動 負 債	1,492,246
現金及び預金	329,432	買掛金	376,605
売掛金	357,330	短期借入金	850,000
商品及び製品	705,476	1年内償還予定の社債	20,000
仕掛品	3,711	リース債務	35,090
原材料及び貯蔵品	127,130	未払金	67,657
未収消費税等	23,427	設備関係未払金	24,537
前払費用	13,798	未払費用	54,396
その他	30,739	未払法人税等	14,479
貸倒引当金	△3,536	賞与引当金	41,887
		その他	7,592
固 定 資 産	1,701,556	固 定 負 債	401,743
有形固定資産	1,493,734	社債	80,000
建物	276,092	リース債務	186,785
構築物	68,725	退職給付引当金	92,620
機械及び装置	273,539	資産除去債務	15,124
車両運搬具	1,208	長期未払金	21,251
工具器具備品	7,022	繰延税金負債	5,961
土地	653,300	負債合計	1,893,990
リース資産	212,910	純資産の部	
建設仮勘定	935	株主資本	1,332,100
		資本金	417,297
無形固定資産	15,915	資本剰余金	225,034
ソフトウェア	14,136	資本準備金	223,942
リース資産	417	その他資本剰余金	1,091
その他	1,361	利益剰余金	1,020,847
投資その他の資産	191,905	利益準備金	37,500
投資有価証券	115,667	その他利益剰余金	983,347
長期前払費用	39,093	別途積立金	750,000
その他	37,357	繰越利益剰余金	233,347
貸倒引当金	△212	自己株式	△331,078
		評価・換算差額等	62,975
		その他有価証券評価差額金	62,975
資産合計	3,289,066	純資産合計	1,395,075
		負債・純資産合計	3,289,066

損 益 計 算 書

(2024年 3 月 1 日から
2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,484,618
売 上 原 価		3,616,838
売 上 総 利 益		867,780
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		771,479
営 業 利 益		96,300
営 業 外 収 益		44,676
営 業 外 費 用		17,906
経 常 利 益		123,070
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	308	308
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	743	743
税 引 前 当 期 純 利 益		122,635
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,658	
法 人 税 等 調 整 額	△10,528	3,130
当 期 純 利 益		119,504

株主資本等変動計算書

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 積 立 途 金	繰 上 剰 余 金 越 益 金	利 剰 余 金 計
当期首残高	417,297	223,942	12	223,955	37,500	750,000	137,539	925,039
当期変動額								
剰余金の配当							△23,696	△23,696
当期純利益							119,504	119,504
自己株式の取得								
自己株式の処分			1,079	1,079				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	1,079	1,079	－	－	95,808	95,808
当期末残高	417,297	223,942	1,091	225,034	37,500	750,000	233,347	1,020,847

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△333,200	1,233,091	46,080	46,080	1,279,171
当期変動額					
剰余金の配当		△23,696			△23,696
当期純利益		119,504			119,504
自己株式の取得	△226	△226			△226
自己株式の処分	2,347	3,427			3,427
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			16,894	16,894	16,894
当期変動額合計	2,121	99,009	16,894	16,894	115,904
当期末残高	△331,078	1,332,100	62,975	62,975	1,395,075

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～38年

機械及び装置 10年～12年

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合要支給額）を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「アイスクリーム部門」、「仕入販売部門」、「和菓子部門」、「物流保管部門」の4つの部門で収益を認識しております。

「アイスクリーム部門」、「仕入販売部門」、「和菓子部門」については、顧客との販売契約等で定められた契約条件に基づき、主として商品または製品を引き渡す履行義務を負っております。商品または製品の出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で顧客が当該商品または製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。また、当社は受託加工に関する一部顧客との契約に基づき、出荷によらず顧客の検収をもって収益を認識する請求済未出荷契約に該当する取引を行っております。請求済未出荷契約においては顧客の検収時点で下記の4つの要件のすべてを満たす場合に履行義務を充足し、顧客が商品または製品の支配を獲得するため、検収時点で収益を認識しております。

- ① 請求済未出荷契約を締結した合理的な理由があること
- ② 当該商品または製品が、顧客に属するものとして区分して識別されていること
- ③ 当該商品または製品について、顧客に対して物理的に移転する準備が整っていること
- ④ 当該商品または製品を使用する能力あるいは他の顧客に振り向ける能力を有していないこと

「物流保管部門」については、主な履行義務は寄託を受けた貨物の入出庫作業及び倉庫における保管業務を行っております。入出庫作業は、作業が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、作業完了時に収益を認識しております。保管業務は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保管期間の経過に伴い収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 5,961千円

(繰延税金負債は繰延税金資産と相殺後の金額を表示しております。)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来の課税所得の見積額に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画を基礎にして合理的に算定しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる翌事業年度の事業計画における主要な仮定は、販売数量、販売価格、原材料価格及び市場動向であります。

販売数量及び販売価格は、過去の販売実績を基に、将来の不確実性を考慮したものとしております。

また、原材料価格及び市場動向は、将来の経営環境における不確実性を考慮したものとしております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の経済状況及び経営環境の変化により、課税所得の見積りの基礎となる仮定が変動する場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

3,298,522千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,620,993株	一株	一株	1,620,993株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	227,075株	723株	1,600株	226,198株

(注) 普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式の無償取得による増加	600株
単元未満株式の買取請求による増加	123株

(注) 普通株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	1,600株
---------------------------	--------

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月29日 定時株主総会	普通株式	23,696千円	17円	2024年2月29日	2024年5月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,106千円	18円	2025年2月28日	2025年5月29日

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画により、必要に応じ短期資金及び長期資金を調達しております。資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入による方針であります。また、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であります。短期借入金の返済期日は1ヶ月以内、社債の償還期日は決算日後5年以内であります。また、リース債務は主に設備投資に係る資金調達であり、その期間は当該設備の耐用年数以内としております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社の販売管理規程及び与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の上場株式については四半期ごとに時価を把握しており、また、保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いをできなくなるリスクの管理）

当社は、担当部署が適時に月次の資金繰り計画の作成・更新を行い、必要に応じ短期借入金の実行もしくは返済を行い、手許流動性の維持などによりリスク管理を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価につきましては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
其他有価証券	115,667	115,667	—
資産計	115,667	115,667	—
社債	100,000	99,177	△822
リース債務	221,876	213,752	△8,123
負債計	321,876	312,929	△8,946

(注) 1. 社債は1年内償還予定の社債を含めて表示しております。

2. リース債務については、1年以内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	329,432
売掛金	357,330
合 計	686,763

(注2) 借入金、社債及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	850,000	—	—	—	—	—
社債	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	—
リース債務	35,090	32,737	32,521	33,806	30,223	57,496
合 計	905,090	52,737	52,521	53,806	50,223	57,496

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	115,667	—	—	115,667

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	99,177	—	99,177
リース債務	—	213,752	—	213,752
合 計	—	312,929	—	312,929

(注) 時価の算定に用いたインプットの説明

投資有価証券

上場株式については、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、新潟県において、賃貸用の土地を所有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は11,052千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価（千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
27,130	－	27,130	236,410

(注) 当事業年度末の時価は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,142千円
賞与引当金	12,758千円
退職給付引当金	28,212千円
資産除去債務	4,607千円
減損損失	59,063千円
繰越欠損金	3,534千円
その他	11,670千円
繰延税金資産小計	120,987千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△99,338千円
評価性引当額小計	△99,338千円
繰延税金資産合計	21,649千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△27,584千円
その他	△26千円
繰延税金負債合計	△27,610千円
繰延税金負債の純額	△5,961千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.46%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.56
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.19
住民税均等割額	0.92
評価性引当額	△27.04
給与支給額増加の税額控除	△1.87
その他	△0.27
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.55%

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事 業 の 容 容 内 又 は 職 業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)	大協リース(株)	59,000	物品賃貸業	(直接) 13.1 (間接) 0.2	設備等の リース	リース資産 の取得	4,243	リース 債務	33,371
						リース料の 支払	6,325	—	—
						リース資産 の買取り	110	—	—

- (注) 1. 取引条件は一般取引先と同様であります。
2. 取引金額には、消費税等を含まず、期末残高についても消費税等を含んでおりません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、冷凍食品製造事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益の分解情報については、以下のとおり部門別に記載しております。

(単位：千円)

	当事業年度
アイスクリーム部門	3,200,091
仕入販売部門	672,392
和菓子部門	374,322
物流保管部門	237,812
顧客との契約から生じる収益	4,484,618
外部顧客への売上高	4,484,618

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社は受託加工に関する一部顧客との契約に基づき、出荷によらず収益を認識しております。当事業年度において計上した請求済未出荷売上は1,069,253千円であり、このうち192,217千円については当事業年度末においても未出荷となっております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	428,356
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	357,330
契約負債（期首残高）	2,954
契約負債（期末残高）	1,859

契約負債は、物流保管部門において、作業完了時に収益を認識する寄託品の入出庫作業について、入庫時に顧客から受け取った入出庫料のうち、出庫に係る部分の前受金に関するものであり、貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に想定される契約期間が1年を超える取引がないため記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	1,000円	20銭
(2) 1株当たり当期純利益	85円	68銭

独立監査人の監査報告書

2025年4月16日

株式会社セイヒョー
取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 白 井 正
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 猪 股 嶺
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セイヒョーの2024年3月1日から2025年2月28日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月18日

株 式 会 社 セ イ ヒ ヨ ー	監 査 等 委 員 会
監 査 等 委 員	伊 藤 伸 介 ㊞
監 査 等 委 員	若 槻 良 宏 ㊞
監 査 等 委 員	前 田 博 ㊞

(注) 監査等委員伊藤伸介、若槻良宏及び前田博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 新潟市中央区万代1丁目3番30号
万代シルバーホテル 5階 万代の間



交通 アクセス

■新潟駅から

タクシー……約2分
徒歩……約7分

■新潟空港から

リムジンバス……約30分
タクシー……約20分

